

一般社団法人保険薬局経営者連合会  
定款(案)

平成 25 年 2 月 日施行

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人保険薬局経営者連合会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、保険薬局業を営む会員及び保険薬局業の健全な発展と保全を目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- 1 会員に対し情報及び資料提供のためにする図書及び会報等の刊行事業
- 2 国内外の調剤・医療情報の提供
- 3 保険薬局従事者に対する人材育成事業
- 4 国民・産業界・行政に対し建議・提言を行うための調査研究事業
- 5 セミナー、シンポジウム等の企画、運営
- 6 医薬品、医薬部外品、健康食品等の開発、販売及び輸出入事業
- 7 医療機関の経営コンサルタント事業
- 8 インターネット、コンピュータネットワーク等を利用した患者支援システムの開発、構築、サポート事業
- 9 国民の健康維持にかかわる事業運営並びに各号に関連する事業への出資または支援
- 10 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

## 第2章 社員及び会員

(入会)

- 第6条 全国の保険薬局を営む法人及び個人事業主であつて、当法人の目的に賛同し、入会した者を正会員とし、正会員を一般社団及び一般財団に関する法律上（以下一般法人法という。）の社員とする。
- 2 当法人の目的に賛同し、保険薬局の業務に係わる事業を営む法人で入会した者を賛助会員とする。
  - 3 当法人の目的に賛同し、協力及び功績のある団体及び個人で入会した者を特別会員とする。
  - 4 当法人の会員となるには、当法人の倫理綱領に同意したうえで当法人所定の入会申込書により申込み、理事会の承認を要する。
  - 5 当法人への入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。
  - 6 正会員は、代表権を有する者又は代表権を有する者が指名する当該法人に所属する者を代表者として、正会員名簿に登録するものとする。なお、代表者の登録の変更は、事務局への届出により行うことができる。
  - 7 賛助会員・特別会員は代表権を有する者又は代表権を有する者が指名する当該法人に所属する者を代表者として、賛助会員名簿・特別会員名簿に登録する。なお、代表者の登録の変更は、事務局への届出により行うことができる。

(会員の資格喪失)

- 第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失し、正会員については一般法人法上の社員としての地位を喪失する。
- (1) 退会したとき。
  - (2) 除名されたとき。
  - (3) 総社員が同意したとき。
  - (4) 解散又は破産したとき。
  - (5) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
  - (6) 保険薬局業を廃業したとき。
- 2 前項第4号乃至第6号に該当する場合において、次の各号に該当するときは、理事会の承認を得て、当該会員はその会員資格を喪失せずに継続することができる。
- (1) 法人の解散の理由が吸収合併による解散であり、解散後も存続会社に消滅会社の役員が就任するなど、実体上、同一法人とみなすことが可能なとき。
  - (2) 滞納した会費の支払方法につき、支払計画書を理事会に提出し、理事会がこの計画書の履行が可能であると認めたとき。

(3)開設者の交替で保険薬局業の廃止届を提出したが、旧開設者が新開設者の役員等に就任、管理薬剤師及び薬剤師の変更がない等、実体上同一の薬局とみなすことが可能なとき。

3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品等は、これを返還しない。

(退会)

第8条 会員は、自己の意思により退会することができる。  
但し、退会しようとするときは、当法人所定の退会届を退会日の30日前までに理事会に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。  
但し、当該会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(入会金及び会費)

第11条 会員は、会則において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。  
2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めて招集を請求した場合に開催する。  
3 前項の場合には、会長は請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(開催地)

第 14 条 社員総会は、理事会の決定した所在地において開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 10 日前までに各社員に対して発する。

(社員総会に付議すべき事項)

第 16 条 社員総会に付議すべき事項は、以下の事項を含めこの定款で別に規定するもののほか、一般法人法に規定する事項とする。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び決算報告の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 理事及び監事の選任
- (5) その他本会運営に関する基本的な事項で、会長または理事会が付議した事項

(決議の方法)

第 17 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し（委任状を提出した者を含む）、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(代理)

第 18 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員は、委任状を当法人に提出しなければならない。

(議決権)

第 19 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 20 条 社員総会の議長は、会長又は理事会により選任された理事がこれに当たる。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録は、議長が出席社員の中から 2 名を選任してこれを作成する。
- 3 議長及び議長が指名した出席理事の 2 名以上が議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の種類及び員数)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、1名の専務理事、若干名の常任理事、若干名の副会長をおくことができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、理事会が推薦者名簿を作成して社員総会に提出し、社員総会の承認によって選任する。

- 2 代表理事、専務理事、常任理事及び副会長は、理事会の決議により定める。

(理事の職務・権限)

第24条 会長は、当法人を代表し、その業務を統括する。理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 3 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事、常任理事及び副会長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって（委任状を提出した者を含む）、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議をもってこれを行わなければならない。

(報酬等)

第 28 条 役員の報酬等は社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示、検討、決定し、社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業目的の種類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(名誉役員、顧問及び相談役)

第 30 条 本会に、名誉役員、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉役員は、本会に特別に功績のあった役員が退任した場合、総会の決議に基づいて顕彰するもので、名誉会長及び名誉理事とし、会長または理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 3 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 5 名誉役員、顧問及び相談役の任期は、第 26 条の規定を準用する。

(旅費の支給)

第 31 条 役員には、理事会で定める規則の定めるところにより、旅費を支給することができる。

## 第5章 理事会

### (構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問、相談役及び支部長は、会長の諮問に応じて理事会に出席して、意見を述べるすることができる。

### (権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務の企画、立案及び執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集及び運営)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長又は会長が指名する理事をもってこれにあてる。
- 4 前3項に定めるもののほか、理事会の開催等の運営に必要な事項は、理事会の決議による規則で定める。

### (決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数の理事が出席し、出席理事の過半数の決議をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (理事会に付議すべき事項)

第36条 理事会に付議すべき事項は、この定款で別に規定するもののほか、次の通りとする。

- (1) 社員総会に提出する議案
- (2) 諸規定の制定及び改廃
- (3) その他業務執行に関する事項で、会長が付議した事項

### (議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。



- 2 会長は出席理事の中より議事録認証者2名を選任し、認証者はこれに記名押印する。

## 第6章 支部及び支部長会

(支部)

第38条 当法人は、会員との連絡及び調整を図るため、支部を設けることができる。

- 2 支部の名称、区域及び運営方法は、理事会の決議による会則で定める。
- 3 前項の支部の区域内に会員名簿登録地が所在する会員は、その支部に所属するものとする。

(支部長会)

第39条 当法人に3以上の支部を設けたときは、支部長会を置くことができる。

- 2 支部長会は、支部長で構成する。
- 3 前項に定めるもののほか、支部長会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議による規則で定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、その後理事会の承認を経て、第13条に規定する定時社員総会に報告し、その承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算報告については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項3号及び4号の書類については、一般社団及び一般財団に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会議事録への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に7年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更、解散

（定款の変更）

第43条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって（委任状を提出した者を含む）、総社員の議決権の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

（解散）

第44条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって（委任状を提出した者を含む）、総社員の議決権の3分の2以上の決議をもって解散することができる。

2 解散のときに存する残余財産は、社員総会の決議をもってその処分を決定する。

（委任）

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（法令の準拠）

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。

平成25年2月 日

川崎市宮前区小台二丁目4番地5  
一般社団法人保険薬局経営者連合会  
代表理事 山村 真一